

中津工業団地第1号公園再整備基本計画 (令和7年度改訂)



愛 川 町

令和8年3月

目次

| | |
|-------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| I 再整備する都市計画公園の検討 | |
| 1 都市計画決定の概要 | 2 |
| 2 既存施設の整備状況及び利用状況 | 3 |
| 3 既設スポーツ施設の課題 | 3 |
| 4 再整備の基本的な方針 | 5 |
| 5 再整備する公園の検討 | 5 |
| 6 スポーツ団体等のニーズの把握 | 5 |
| II 再整備基本計画 | |
| 1 施設概況 | 6 |
| 2 考慮すべき上位計画 | 7 |
| 3 再整備の内容 | 8 |
| 4 概算事業費 | 9 |
| 5 事業スケジュール | 9 |
| 6 再整備構想図 | 10 |

はじめに

本町では、1989年（平成元年）に「町民みなスポーツの町」を宣言して以来、スポーツ参加者の裾野を広げつつ、スポーツ技術の向上とスポーツ活動の普及に取り組んできました。

こうした中、町内のスポーツ施設につきましては、これまで、時代のニーズに見合った整備・改修を行い、スポーツやレクリエーション活動の場としての機能に加え、健康づくりや憩いの場としての整備を行ってきたところであります。

しかしながら、近年では、コロナ禍やデジタル化の促進などによる余暇活動の多様化を背景として、町民のスポーツやレクリエーションに対するニーズが変化し、町民一人ひとりが生涯にわたり健康で、明るく、活力あるライフスタイルを送れる環境づくり、スポーツを通しての健康づくりや交流が求められています。

引き続き、年齢や性別、障がいの有無を問わず、誰もが健康でスポーツやレクリエーションに親しむことができる施設とするため、施設の再整備にあたっては、町民の皆さんがスポーツを身近に楽しむことができるスポーツ活動の拠点となる公園を主体とし、公園緑地機能を備えた健康づくりの場となる公園や広域避難場所等としての公園などを総合的に再整備するため、その基本的な考え方を示すものです。

なお、今回の改訂（令和7年度改訂）に当たっては、中津工業団地第1号公園プールについて、施設の老朽化や利用者減少といった課題に対応し、都市計画施設の機能向上を図るため、令和5年11月に策定した「中津工業団地第1号公園再整備基本計画」を改訂するものです。

I 再整備する都市計画公園の検討

1 都市計画決定の概要

(1) 中津工業団地第1号公園

位 置：愛川町中津4043

用 途：都市計画公園（近隣公園）

面 積：約4.0ヘクタール

当初決定：昭和48年2月13日 神奈川県告示第133号

(2) 中津工業団地第2号公園

位 置：愛川町中津4059

用 途：都市計画公園（近隣公園）

面 積：約1.1ヘクタール

当初決定：昭和48年2月13日 神奈川県告示第133号

(3) 田代運動公園

位 置：愛川町田代1700

用 途：都市計画公園（地区公園）

面 積：約6.3ヘクタール

当初決定：昭和63年3月5日 神奈川県告示第179号

最終変更：平成3年2月26日 神奈川県告示第143号

(4) 三増公園

位 置：愛川町三増1886

用 途：都市計画公園（地区公園）

面 積：約8.0ヘクタール

当初決定：昭和63年6月1日 神奈川県告示第535号

2 既存施設の整備状況及び利用状況

| | 競技施設 | 第1号公園 | 第2号公園 | 田代運動公園 | 三増公園 |
|------------------|---------------|--|--|--|--|
| | | (平成23年度利用者数) 【令和元年度利用者数】 令和6年度利用者数 | (平成23年度利用者数) 【令和元年度利用者数】 令和6年度利用者数 | (平成23年度利用者数) 【令和元年度利用者数】 令和6年度利用者数 | (平成23年度利用者数) 【令和元年度利用者数】 令和6年度利用者数 |
| | 総面積 | 約4.0ha | 約1.1ha | 約6.3ha | 約8.0ha |
| 屋 外 施 設 | 野球場 | 2面 (24,313) 【11,270】 21,206 | | 1面 (19,180) 【13,515】 19,688 | |
| | ソフト ボール場 | | 1面 (5,305) 【4,135】 5,031 | 1面 (10,882) 【7,860】 10,385 | |
| | テニス コート | 8面 (37,667) 【41,396】 46,787 | | 4面 (7,471) 【5,203】 6,211 | 2面 (3,101) 【2,200】 3,006 |
| | 陸上競技場 | | | | (17,666) 【14,406】 11,467 |
| | ゲート ボール場 | | | 6面 (6,500) 【4,233】 2,409 | |
| | プール | ・25m×15m ・子どもプール (5,667) 【3,630】 2,416 | | ・50m×20m ・子どもプール ・ウォータースライダー (19,270) 【19,477】 14,565 | |
| 屋 内 施 設 | 体育室 | (71,782) 【77,661】 58,190 | | | |
| | 柔剣道場 | (37,265) 【26,575】 36,771 | | | |
| | 卓球場 | (21,178) 【28,112】 29,286 | | | |
| | トレーニング ルーム | (22,190) 【27,476】 17,889 | | | |

3 既設スポーツ施設の課題

町内のスポーツ施設は、野球場、ソフトボール場、テニスコート、体育館、プール及び陸上競技場等を整備し、各種スポーツ団体をはじめ、多くの方々に利用されていますが、それらの多くは、整備後30年以上が経過し、経年による老朽化が進んでいることや適用した基準が古いものであることに加え、野球やゲートボール等の競技人口の減少による施設利用者数の減少が課題となっており、効果的なスポーツ施設への転換が求められています。さらに、町地域防災計画等による位置付けや将来の維持管理などについて、十分に検討する必要があります。

こうしたことから、再整備にあたっては、各種スポーツ団体や町民等の意見を考慮し、スポーツ施設として質や機能を向上することが重要となってきます。

(1) 中津工業団地第1号公園

○野球場

- ・野球競技人口の減少による利用者数の減少

○ジョギングコース

- ・経年によるコース表層の老朽化
- ・東駐車場へ出入りする車両等がコースを横断するレイアウト

○テニスコート

- ・経年によるコート表層の老朽化

○プール

- ・経年による施設全体の老朽化
- ・利用者数の減少

○駐車場

- ・週末の大会等が重複した際の駐車台数の不足

(2) 中津工業団地第2号公園

スポーツ施設の課題はありませんが、公園全体では、イチョウ等の繁茂が激しく、憩いの場にふさわしい維持管理が必要です。

(3) 田代運動公園

○野球場

- ・経年によるスコアボード等の老朽化

○テニスコート

- ・経年によるコート表層の老朽化

○プール

- ・経年によるウォータースライダーの老朽化

○ソフトボール場

- ・経年による防護フェンスの老朽化
- ・駐車場や隣接地へのボールの飛び出し

○ゲートボール場（自由広場）

- ・ゲートボール競技人口の減少による利用者数の減少

○ジョギングコース

- ・経年によるコース表層の老朽化

(4) 三増公園

○陸上競技場

- ・経年によるトラック走路表層の老朽化

○テニスコート

- ・経年によるコート表層の老朽化

○その他

都市計画公園の一部未整備区域につきましては、風致地区に指定された山林であり、保全や景観の観点から、すでに緑地としての機能を果たしている状況の中で、十分に都市計画公園が整備されているため、未整備区域を廃止する方向性を示し、パブリックコメントを実施したところ、反対意見は無かったことから、区域変更手続きを進めます。

4 再整備の基本的な方針

(1) スポーツ活動の拠点となる公園

年齢や性別、障がいの有無を問わず、誰もが健康でスポーツ・レクリエーションに親しむことができる公園再整備を目指します。

(2) 公園緑地機能を備えた健康づくりの場となる公園

樹木の適正管理に努め、日が差し込む明るい憩いの場、ふれあいの場となる魅力ある公園再整備を目指します。

(3) 広域避難場所等としての公園

災害時における広域避難場所や広域応援部隊の活動拠点としての機能に加え、救急搬送時のドクターヘリ臨時離着陸場としての機能などの防災機能を備えた公園再整備を目指します。

5 再整備する公園の検討

(1) 中津工業団地第1号公園

1972（昭和47）年の供用開始から51年が経過し、施設の老朽化の進行などの課題を抱えており、公園利用者の安全・安心を確保するとともに、都市計画公園としての機能を将来にわたり十分に確保する観点から、老朽化対策を目的とした改修・更新に加え、競技人口の減少に伴う利用回数の減少が顕著である野球場について、各種スポーツ団体や町民等の意見を踏まえた再整備を検討します。また、経年による劣化が著しく、利用者が減少しているプールについて、他の施設との機能集約を検討します。

(2) 中津工業団地第2号公園

バスケットコートの整備により、小・中学生を含む若年層の利用が増加したことから、公園利用者の安全・安心の確保や公園利用におけるルール等を啓発するとともに、都市計画公園としての機能を将来にわたり十分に確保する観点から、引き続き、適切な維持管理に努めます。

(3) 田代運動公園

1989（平成元）年の供用開始から34年が経過し、施設の老朽化の進行などの課題を抱えており、公園利用者の安全・安心を確保するとともに、都市計画公園としての機能を将来にわたり十分に確保する観点から、老朽化対策を目的とした改修・更新に加え、競技人口の減少に伴う利用回数の減少しているゲートボール場（自由広場）について、各種スポーツ団体や町民等の意見を踏まえた再整備を検討します。

(4) 三増公園

1996（平成8）年の供用開始から27年が経過し、施設の老朽化の進行などの課題を抱えており、公園利用者の安全・安心を確保するとともに、都市計画公園としての機能を将来にわたり十分に確保する観点から、引き続き、適切な維持管理に努めます。

6 スポーツ団体等のニーズの把握

町のスポーツ協会や各種スポーツ団体に対し、既設スポーツ施設の課題や再整備する公園の検討状況等を説明した結果、反対意見はありませんでした。

【都市計画公園再整備に関する町の方針】

中津工業団地第1号公園を「優先的に再整備する都市計画公園」
に位置付け「Ⅱ 再整備基本計画」を策定します

Ⅱ 再整備基本計画

1 施設概況

○本町のスポーツ施策の拠点となる中津工業団地第1号公園は、屋外施設としては野球場、テニスコート、プール、ジョギングコース、トリム広場、屋内施設としては体育館（体育室、卓球室、柔剣道場、トレーニングルーム）を有する約4.0ヘクタールの都市計画公園です。

○神奈川県内陸工業団地の北部に位置し、首都圏中央連絡自動車道相模原愛川インターチェンジから1.1キロメートルの距離にあり、周囲の道路網は、都市計画道路や幹線町道が整備され、公園内には、トウカエデやケヤキ、クスノキなど多くの木々を植樹しており、「公害のない、緑に富む、理想的な工業団地」と調和した環境を有しています。

○町のスポーツ施設の中核として、町民のスポーツ・レクリエーションや健康づくりを促進するとともに、日常生活の中での憩い、リフレッシュする場として、各種スポーツ団体をはじめ、多くの町民に親しまれ利用されています。

○利用者は、自動車、徒歩及び自転車等によりアクセスしている状況で、施設利用者駐車場は、公園区域内に189台分が整備されています。

中津工業団地第1号公園（令和7年12月現在）



2 考慮すべき上位計画

第6次愛川町総合計画

【“みどり”あふれる景観の形成】

<基本方針>

“みず”と“みどり”が調和した景観づくりや、公園・緑地の維持・保全に努めます。

<施策>公園・緑地の整備

①公園等の整備と維持管理

②公園緑地等の防災機能の充実

③地域の“みどり”と調和した住環境づくりの促進

【生涯スポーツの推進】

<基本方針>

持続可能で活力あるまちづくりと、健康で生きがいのある暮らしの実現に向けて、誰もが生涯を通じてスポーツに親しみ、社会参画することができる環境の構築と、活動機会の創出を推進します。

<施策>生涯スポーツの推進

①スポーツ指導員の発掘・要請

②スポーツ協会、スポーツ少年団等の組織強化と自主的なスポーツ活動の推進

③駅伝大会等スポーツイベントの充実、地域でのスポーツ活動の振興

④各種スポーツ教室の充実

⑤スポーツ施設の機能の充実

都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針

<緑地・オープンスペース等の整備の方針>

都市計画公園・緑地等については、地域の実情や社会経済状況の変化を踏まえ、その必要性や配置、規模の検証など見直しを行い、適切に配置する。

<レクリエーションシステムの配置の方針>

近隣公園については、居住環境等と調和を図りつつ設定した住区内に整備量と誘致圏域を考慮しながら、子供の遊び場、町民の身近な運動、休養の場所として配置する。

また、地区公園については、町民の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の総合的利用に供することを目的として配置する。

高齢者や児童、身体障害者レクリエーションに対応した福祉施設と一体となった緑地を配置する。

<防災システムの配置の方針>

中津工業団地第1号公園については、地域防災計画との整合を図りつつ、防災機能を強化する。

都市マスタープラン

<公園・緑地の整備方針>

自然環境を考慮した都市施設の整備を図り、自然環境と生活環境が調和した「緑水環境都市」の形成を目指し、以下に示す4つの観点から「緑地保全」、「緑地整備」、「都市緑化」の基本方針を設定します。

・自然環境を保全し、良好な生活環境を確保する。

・レクリエーション施設の充実を図る。

・防災空間を確保する。

・みどりに包まれたまちを保全する。

<基本方針③：都市緑化>

「緑水環境都市」愛川を実現するためには、「町民みなスポーツの町宣言」を踏まえて整備されたスポーツ施設を中心とする公園の維持・管理を図るとともに、自由に多目的利用が図られる身近な公園づくりを進めていきます。

緑の基本計画

<計画目標>

現在配置されている都市計画公園については、利用状況や町民のニーズを把握し、時代時代の要請に合った形にできるよう努めていきます。

<基本方針>

町民が身近に触れ合える公園については、レクリエーションの場や防災拠点として有効活用するとともに、時代の要請に合った公園の配置に努めます。

<レクリエーションシステムの配置方針>

身近なレクリエーションの場となる都市計画公園等は、利用状況等に基づく機能の分担や更新を図るなど、町民のニーズにあった配置に努めます。

<総合的な緑地の配置方針>

都市計画公園等は、地域住民の憩いや健康づくりの場となるなど緑地のレクリエーション機能を果たすだけでなく、災害時における避難場所としての利用など防災機能も果たすことから、適正な配置・維持管理を図ります。

<公共空間の緑づくり>

1 公園等の整備と維持管理

・公園等の整備・更新

利用状況や町民のニーズを把握し、時代時代の要請に合った形で、公園や児童遊園地の整備およびリニューアルを検討します。

・公園等の適切な見直し

既設の都市計画公園等については、利用状況、町民ニーズ等を踏まえて機能の分担、集約、向上などが図れるように、必要な見直しを行います。

町民みなスポーツの町宣言

わたくしたち愛川町民は、一人ひとりが生涯をとおりスポーツに親しみ、健康でたくましい心とからだをつくとともに、スポーツを通じて町民の交流を深め、活力ある明るい豊かな愛川町を築くことを誓い、次の目標をかかげて、ここに「町民みなスポーツの町」を宣言します。

- 1 わたくしたちは、生涯をとおりスポーツに親しみ、健康でたくましい心とからだをつくります。
- 1 わたくしたちは、スポーツを毎日の暮らしの中にとりいれ、明るい家庭を築きます。
- 1 わたくしたちは、スポーツをとおしてたがいに交流し、友情の輪をひろげます。
- 1 わたくしたちは、スポーツをとおして規律ある生活態度を身につけ、活力ある町づくりを進めます。
- 1 わたくしたちは、スポーツをとおして人間愛を育て広く世界の人びとと手をつなぎます。



町民のスポーツ・レクリエーション、健康づくりを促進するとともに日常生活の中での憩い、リフレッシュする場として、より機能の充実を図るとともに防災機能等も備えた再整備を進めます。

3 再整備の内容

中津工業団地第1号公園の再整備にあたっては、都市計画公園としての機能の向上や各種スポーツ団体等の住民ニーズによりスポーツ施設の充実を図るため、都市計画事業として再整備に取り組みます。

<野球場>

- ・2面ある野球場を1面とし、災害時等の活動の支障とならないよう、一定規模の空地を確保した上で、多面的な利用ができる人工芝の多目的広場を新設しました。
- ・野球場と新設する多目的広場を安全に分断するため、防球ネットを設置しました。
- ・ドクターヘリの臨時離発着場の機能を維持・確保できるよう努めます。

<テニスコート>

- ・経年による劣化が著しいコート表層を更新し、利用者が安全で快適に利用できる施設に改修します。

<ジョギングコース>

- ・駐車場の車路を横断する既設のコースを安全なコースへ再配置するとともに、経年による劣化が著しいコース表層については、衝撃吸収性が高い素材へ更新し、利用者が安全で快適に利用できる施設に改修します。

<プール>

- ・施設全体は経年による劣化が著しいほか、近年では利用者が減少していることから廃止することとします。
- ・廃止後は、駐車場や利用者の憩いの場となるよう整備し、利便性や公園機能の向上に努めます。

<駐車場>

- ・可能な限り駐車台数や障がいのある方が利用できる「おもいやり駐車場」の台数を増加します。
駐車場(おもいやり駐車場)台数：現状：189台(2台) → 計画：256台(8台)

<体育館、トリム広場>

- ・平成29年度の全面改修により利用者が増加したトリム広場周辺に、利用者の利便性向上を図るため、みんなのトイレを含む屋外トイレを設置しました。
- ・引き続き、個別施設計画等に基づき適切な維持管理に努めます。

<防災機能>

- ・町地域防災計画における広域避難場所や広域応援部隊の活動拠点としての位置付けを踏まえ、既設の下水道管を活用したマンホールトイレや仮設浴場用の排水施設を整備しました。
- ・トリム広場にかまどベンチを設置しました。
- ・プール解体後に防災倉庫を設置します。(R10年度整備予定)

4 概算事業費

- ・実施設計において算出します。

5 事業スケジュール

| | 令和5年度 | 令和6年度～令和10年度(事業認可期間) | | |
|------------|-------|----------------------|-------|----------|
| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8～10年度 |
| パブリック・コメント | → | | → | |
| 基本計画策定 | → | | → | |
| 実施設計 | → | | | → |
| 整備工事 | | → | | |

- ・整備工事の時期は、事業費や工期等が明らかになった段階で検討します。

6 再整備構想図

